

橋梁補修工事標準歩掛

— 一部改定 —

平成26年7月

香川県土木部道路課

橋梁補修工事標準歩掛一覧

損傷原因・補修方法	工法	内訳書番号	
ひびわれ補修	ひびわれ注入工	1	コンクリート橋補修（今回改訂）
	ひびわれ充填工	2	コンクリート橋補修（今回改訂）
断面修復	左官工法	3	コンクリート橋補修（今回廃止）
	吹き付け工法	4	コンクリート橋補修
	充てん工法	5	コンクリート橋補修（今回改訂）
主桁、床版補修・補強	R C増厚工（下面増厚）	6	コンクリート橋補修
塩害対策	犠牲陽極材設置工	7	コンクリート橋補修
表面保護	表面含浸工	8	コンクリート橋補修
付属物	沓座モルタル打替え工	9	コンクリート橋補修
腐食	当て板補修工	10	鋼橋補修
付属物	支承防錆工	11	鋼橋補修

【 改 定 記 録 】

平成24年8月 初版

平成25年4月 改定（第1回）

平成26年4月 改定（第2回）

平成26年7月 改定（第3回）

内 訳 書

第 1 号 ひびわれ注入工（エポキシ系樹脂使用）

100m当り

項 目	名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ひびわれ注入工	土木一般世話役		人	4.7			
	特殊作業員		〃	12.9			
	普通作業員		〃	4.2			
	シール材	エポキシ樹脂	kg	11.73			幅30mm、厚さ2mm
	注入材	エポキシ樹脂	〃	11.37			ひびわれ幅0.35mm、深さ25cm
	注入器具	低圧注入器	本	334			300mmピッチ
	諸 雑 費		%	2.0			労務費の 2%
	合 計						
土木工事標準積算基準書 香川県土木部 による。 ただし、上記基準書の適用範囲 外は本歩掛を使用する。 また、シール材、注入材注入器具 の数量算出は当歩掛を標準とする。							
					1m当り		円

1. 低圧注入工法でクラック注入を行う場合に適用する。
2. シール材の数量は、 $11.73 \text{ kg} (=1.7 \times 0.03 \times 100 \times 0.002 \times 1.15 \times 1000)$ とする。 なお、ロス率は+0.15とする。
3. 注入材の数量は、 $11.37 \text{ kg} (=1.13 \times 0.00035 \times 0.25 \times 100 \times 1.15 \times 1000)$ を標準とし、実績により変更すること。
 なお、ロス率は+0.15とする。
4. 低圧注入器の数量は、334本(=100/0.3)を標準とするが、使い捨てのもので一箇所に複数本使用する場合は実績により変更すること。
5. 諸雑費は、電力に関する経費、材料（低圧注入器充填用ポンプ、ポンプ洗浄用シンナー）及び機械器具費（ハンドミキサ、グラウト注入機）であり、労務費の合計額に率を乗じた金額を上限として計上する。
6. エポキシ樹脂を使用しない工法を使用する場合は、別途見積聴取すること。

○平成24年度 土木工事標準積算基準書 IV-3-⑩-3 「クラック処理」参照

内 訳 書

第 2 号 ひびわれ充填工

100m当り

項 目	名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
ひびわれ充填工	土木一般世話役		人					
	特殊作業員		〃					
	普通作業員		〃					
	充てん材		kg				必要量計上	
	プライマー		〃					
	カット刃		枚					
	諸 雑 費		%					
	合 計							
	土木工事標準積算基準書 香川県土木部 による。 ただし、充てん材のロス率は 当歩掛を標準とする。				1m当り		円	

1. 充てん材、プライマーのロス率は+0.15とする。
2. 諸雑費は、賃料(発動発電機)、損料(ディスクンダ-)、電力に関する経費、材料及び機械器具費であり、労務費の合計額に率を乗じた金額を上限として計上する。

単 価 表							
第 3 号 断面修復工 (左官工法)				1 橋当り (体積 1.5 m ³ 以下)			
項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	土木一般世話役		人	1 × D			
	特殊作業員	土木工事標準積算基準書 香川県土木部 による					
	普通作業員						
	断面修復材						
	諸 雑 費			式	1		
	小 計						

1 1 橋当り施工日数D (日/橋)

1-1 1 橋当り施工日数 (鉄筋ケレン・防錆処理含む)

コンクリートはつり (カッター工含む)、左官 (プライマー・仕上げ含む)、鉄筋ケレン・防錆処理を含む

1 橋当りの施工日数 D は次による。

$$D = 18.92 \times V + 1.48$$

D : 1 橋当り施工日数 (日/橋)

V : 1 橋当り延べ施工量 (m³/橋)

1-2 1 橋当り施工日数 (鉄筋ケレン・防錆処理を含まない)

コンクリートはつり (カッター工含む)、左官 (プライマー・仕上げ含む)、鉄筋ケレン・防錆処理を含まない場合の

1 橋当りの施工日数 D は次による。

$$D = 16.16 \times V + 1.28$$

D : 1 橋当り施工日数 (日/橋)

V : 1 橋当り延べ施工量 (m³/橋)

(注) 1. 施工日数Dは少数第2位を四捨五入し、少数第1位止めとする。

2. 歩掛は、全ての施工方向に適用できる。

3. 現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。

4. コンクリート殻の積込み・運搬及び処分費は別途計上する。

5. 足場等については、現場条件を考慮の上、別途計上する。

2 材料の使用量

断面修復材の使用量は、次式による。

$$\text{使用量} = \text{設計数量} \times (1 + K) \quad (\text{m}^3) \quad \dots \dots \text{式3}$$

K : ロス率 (+0.18)

3 諸雑費

諸雑費は、カッター、はつり及び鉄筋ケレン作業に必要な器具 (電動ピック、サンダー)、替え刃、防錆処理・プライマー塗布作業に必要な器具・材料、左官作業に必要な器具、材料攪拌に関わる器具等及び電力に関する費用等であり、労務費の合計額に

以下の率を乗じた額を上限として計上する。

○鉄筋ケレン・防錆処理を含む : 18%

○鉄筋ケレン・防錆処理を含まない : 15%

※ 国土交通省歩掛 (平成26年4月) による

単 価 表

第 4-1 号 断面修復工（はつり工）

10m3当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
はつり工							
	土木一般世話役		人				
	特殊作業員		〃				
	普通作業員		〃				
							工事毎に見積聴取すること
	諸 雑 費		%				
	小 計						
					1m3換算		円

1. 橋梁補修工事における断面修復工に適用する。
2. 上記歩掛には、碎破片の除去を含み、運搬車の積込みを含む。
3. 諸雑費は、コンクリートブレーカ損料、空気圧縮機賃料、コンクリートカッタ、ハンドハンマ、チゼル、ホース等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 空気圧縮機は賃料とする。
5. 施工量20m³以上の場合であり、20m³以下の場合は施工規模係数として1.4を乗ずるものとする。
6. 高圧洗浄が必要な場合は、別途考慮する。

単 価 表

第 4-2 号 断面修復工 (プライマー工)

10m2当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
プライマー工							
	土木一般世話役		人	0.1		0	
	特殊作業員		〃	0.4		0	
	普通作業員		〃	0.2		0	
	プライマー		kg	2.0		0	
	諸 雑 費		%	2		0	労務費の2%
	小 計					0	
					1m2当り	0円	

1. プライマーの標準使用量は0.2kg/m²とする。

2. 諸雑費は、機械器具費（ハンドミキサ）、電力及び養生に関する経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

○橋梁架設工事の積算 平成26年度版 「プライマー工」参照

単 価 表

第 4-3 号 断面修復工 (吹き付け工)

1m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吹き付け工							
	土木一般世話役		人				
	特殊作業員		〃				
	普通作業員		〃				
	左官		〃				
	ポ ^レ リマーセメントモルタル		kg				工事毎に見積聴取すること
	補強材		〃				
	発電機		h				
	空気圧縮機		h				
	グラウトミキサ		日				
	グラウトポンプ		日				
	諸 雑 費		%				労務費の %
	小 計						
					1m ² 換算		円

1. 諸雑費は、機械経費、鉄筋防錆剤の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 足場が必要な場合は別途計上すること。
3. 上表には現場内小運搬を含む。
4. 空気圧縮機は賃料とする。

単 価 表

第 5-1 号 断面修復工 (はつり工)

10m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
はつり工							
	土木一般世話役		人				
	特殊作業員		〃				
	普通作業員		〃				
							工事毎に見積聴取すること
	諸 雑 費		%				
	小 計						
					1m ³ 換算		円

1. 橋梁補修工事における断面修復工に適用する。
2. 上記歩掛には、砕破片の除去を含み、運搬車の積込みを含む。
3. 諸雑費は、コンクリートブレーカー損料、空気圧縮機賃料、コンクリートカッタ、ハンドハンマ、チゼル、ホース等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 空気圧縮機は賃料とする。
5. 施工量20m³以上の場合であり、20m³以下の場合には施工規模係数として1.4を乗ずるものとする。
6. 高圧洗浄が必要な場合は、別途考慮する。

単 価 表

第 5-2 号 断面修復工（プライマー工）

10m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
プライマー工							
	土木一般世話役		人	0.1			
	特殊作業員		〃	0.4			
	普通作業員		〃	0.2			
	プライマー		kg	2.0			
	諸 雑 費		%	2			労務費の2%
	小 計						
					1m ² 当り		円

1. プライマーの標準使用量は0.2kg/m²とする。

2. 諸雑費は、機械器具費（ハンドミキサ）、電力及び養生に関する経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

○橋梁架設工事の積算 平成26年度版 「プライマー工」参照

単 価 表

第 5-3 号 型枠製作・設置撤去（一般）

100m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
型枠製作・設置撤去							
	土木一般世話役		人				
	型枠工		〃				
	普通作業員		〃				
	諸 雑 費		%				
	土木工事標準積算基準書 香川県土木部 II-4-② 型枠工 による。						
					1m ² 当り		円

1. 水抜きパイプの設置、はく離剤塗布及びケレン作業を含むものであるが、水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。
2. 半径5m以下の円形部分には適用しない。
3. 諸雑費は、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組み立て支持材はく離剤及び電気ドリル、電気ノコギリ損料、電力に関する経費、仮設材の持上（下）げ機械に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 水抜きパイプ材料は、必要量を別途計上する。

○平成24年度 土木工事標準積算基準書 II-4-②-1 「型枠工」参照

単 価 表

第 5-4 号 型枠製作・設置撤去 (合板円形)

100m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
型枠製作・設置撤去							
	土木一般世話役		人				
	型枠工		〃				
	普通作業員		〃				
	諸 雑 費		%				
							円
					1m ² 当たり		円

土木工事標準積算基準書
香川県土木部 II-4-②
型枠工 による。

1. 半径5m以下の合板円形型枠に適用する。
2. 水抜きパイプの設置、はく離剤塗布及びケルン作業を含むものであるが、水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。
3. 諸雑費は、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組み立て支持材はく離剤及び電気ドリル、電気ノコギリ損料、電力に関する経費、仮設材の持上（下）げ機械に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 水抜きパイプ材料は、必要量を別途計上する。

○平成24年度 土木工事標準積算基準書 II-4-②-2 「型枠工」参照

単 価 表

第 5-5 号 断面修復工 (充てん工)

1m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
充てん工							
	土木一般世話役		人	2.5			
	特殊作業員		〃	12.0			
	普通作業員		〃	7.5			
	無収縮モルタル		kg				必要量計上
	諸 雑 費		%	5			労務費の 5%
	小 計				1m ³ 換算		円

1. 諸雑費は、材料費(無収縮モルタル)、賃料(発動発電機)、損料(グラウトミキサ、グラウトポンプ)、機械経費、鉄筋防錆剤の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 足場が必要な場合は別途計上すること。
3. 上表には現場内小運搬を含む。

単 価 表

第 6-1 号 下面増厚工 (はつり工)

10m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
はつり工							
	土木一般世話役		人				
	特殊作業員		〃				
	普通作業員		〃				
							工事毎に見積聴取すること
	諸 雑 費		%				
	小 計						
					1m ³ 換算		円

1. 橋梁補修工事における下面増厚工に適用する。
2. 上記歩掛には、砕破片の除去を含み、運搬車の積込みを含む。
3. 諸雑費は、コンクリートブレイカ損料、空気圧縮機賃料、コンクリートカッタ、ハンドハンマ、チゼル、ホース等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 空気圧縮機は賃料とする。
5. 施工量20m³以上の場合であり、20m³以下の場合は施工規模係数として1.4を乗ずるものとする。
6. 高圧洗浄が必要な場合は、別途考慮する。

単 価 表

第 6-2 号 下面増厚工（プライマー工）

10m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
プライマー工							
	土木一般世話役		人	0.1			
	特殊作業員		〃	0.4			
	普通作業員		〃	0.2			
	プライマー		kg	2.0			
	諸 雑 費		%	2			労務費の 2%
	小 計						
					1m ² 当たり		円

1. プライマーの標準使用量は0.2kg/m²とする。
2. 諸雑費は、機械器具費（ハンドミキサ）、電力及び養生に関する経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

○橋梁架設工事の積算 平成26年度版 「プライマー工」参照

単 価 表

第 6-3 号 下面増厚工 (吹き付け工)

1m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吹き付け工							
	土木一般世話役		人				
	特殊作業員		〃				
	普通作業員		〃				
	左官		〃				
	ポ ^レ リマーセメントモルタル		kg				
	補強材		〃				
	発電機		h				
	空気圧縮機		h				
	グラウトミキサ		日				
	グラウトポンプ		日				
	諸 雑 費		%				労務費の %
	小 計				1m ³ 当たり		円

工事毎に見積聴取すること

1. 諸雑費は、機械経費、鉄筋防錆剤の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 足場が必要な場合は別途計上すること。
3. 上表には現場内小運搬を含む。

内 訳 書

第 7 号 犠牲陽極材設置工

10個当り

項 目	名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
犠牲陽極材設置工	土木一般世話役		人	0.25			
	特殊作業員		〃	0.5			
	普通作業員		〃	0.25			
	犠牲陽極材		個	10.00			
	諸 雑 費		%	20.0			労務費の 20%
	合 計						
					1個当り		円

1. 諸雑費は、賃料(発動発電機)、損料(ディスクアンダー)、電力に関する経費、材料及び機械器具費であり、労務費の合計額に率を乗じた金額を上限として計上する。

単 価 表

第 8-1 号 下地処理工

10m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
下地処理工							
	土木一般世話役		人	0.21			
	特殊作業品		〃	0.83			
	普通作業員		〃	0.42			
	諸 雑 費		%	5			労務費の 5%
	小 計						
					1m ² 当り		円

1. 施工対象面積は全下地面積とする。
2. 諸雑費は、材料費（ディスクサンプーパー）、機械器具費（空気圧縮機、ディスクサング）及び電力に関する経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

単 価 表

第 8-2 号 含浸材塗布工

10m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
含浸材塗布工							
	土木一般世話役		人	0.1			
	特殊作業員		〃	0.4			
	普通作業員		〃	0.2			
	含浸材		kg				必要量計上
	諸 雑 費		%	2			労務費の 2%
	小 計						円
					1m ² 当り		円

1. 含浸材の標準使用量は0.2kg/m²とする。
2. 諸雑費は、機械器具費（ハンドミキサ）、電力及び養生に関する経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

○橋梁架設工事の積算 平成26年度版 「プライマー工」参照 （作業内容が同じ）

単 価 表

第 9-1 号 沓座モルタル打替え工 (はつり工)

10m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
はつり工							
	土木一般世話役		人	4.4			
	特殊作業員		〃	14.5			
	普通作業員		〃	13.6			
	諸 雑 費		%	3			労務費の 3%
	小 計						
					1m ³ 換算		円

1. 橋梁補修工事における沓座モルタル打替え工に適用する。
2. 上記歩掛には、砕破片の除去を含み、運搬車の積込みを含む。
3. 諸雑費は、損料(ピッカハマ)、賃料(空気圧縮機、発動発電機)、コンクリートカッタ、ハンドハンマ、チゼル、ホース等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 空気圧縮機は賃料とする。
5. 施工量20m³以上の場合であり、20m³以下の場合には施工規模係数として1.4を乗ずるものとする。
6. 高圧洗浄が必要な場合は、別途考慮する。

○平成26年度 土木工事標準積算基準書 IV-3-⑫-1 「とりこわし工」参照

単 価 表

第 9-2 号 モルタル打設工

1m³当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
モルタル打設工							
	土木一般世話役		人	5.3		0	
	特殊作業員		〃	15.0		0	
	普通作業員		〃	11.6		0	
	ポリマーセメントモルタル		m ³	1.0		0	
	諸 雑 費		%	3		0	労務費の 3%
	小 計				1m ³ 当り	0	円

1. 諸雑費は、機械経費、鉄筋防錆剤の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 足場が必要な場合は別途計上すること。
3. 上表には現場内小運搬を含む。

単 価 表

第 10-1 号 部材取付部塗膜研削工

10m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
部材取付部 塗膜研削工							
	橋梁世話役		人	1.00			
	橋梁特殊工		〃	4.00			
	普通作業員		〃	6.00			
	諸 雑 費		%	7			労務費の 7%
	小 計						
					1m ² 当り		円

1. 部材取り付け部研削工は、2種ケリのグレードを上げたものとして旧塗膜を除去する作業を考える。
2. 諸雑費は、発動発電機損料、燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

単 価 表

第 10-2 号 補修工事部孔明工

295本当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
補修工事部孔明工							
	橋梁世話役		人	1.0			
	橋梁特殊工		〃	3.0			
	普通作業員		〃	1.0			
	ドリル刃		本	9.6			
	諸 雑 費		%	23			労務費の23%
	小 計						
					1本当り		円

1. 諸雑費は、発動発電機の賃料及び燃料・油脂・架設工具、消耗材の費用であり労務費の合計に上記表の率を乗じた金額を上限として計上する。

単 価 表

第 10-3 号 補修工事高力ボルト本締工

225本当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
補修工事 高力ボルト本締工							
	橋梁世話役		人	1.0			
	橋梁特殊工		〃	3.0			
	普通作業員		〃	1.0			
	高力ボルト		本	225.0			
	諸 雑 費		%	20			労務費の20%
	小 計						
					1本当り		円

1. 諸雑費は、発動発電機の賃料及び燃料・油脂・架設工具、消耗材の費用であり労務費の合計に上記表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 本歩掛には、トルシア型ボルトのピンテール跡をグラインダーなどで平滑に仕上げる作業は含まないものとする。
平滑作業を行う場合は別途計上する。

単 価 表

第 10-4-1 号 小規模塗装工(素地調整)

7.6m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小規模塗装工							
	橋梁塗装工		人	4.0			
	諸 雑 費		%	9			労務費の 9%
	小 計						
					1m ² 当り		円

日当り作業量

素地調整	7.6m ² /日 (1回)
------	---------------------------

1. 諸雑費は、塗装工事の刷毛、下げ缶、小道具等の費用であり、労務費の合計に上記表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 上記歩掛は常設足場上での歩掛である、高所作業車での施工の場合、別途積算と考える。
3. 作業時間は8時間で考える。規制等で時間的制約がある場合は別途積算と考える。

○橋梁架設工事の積算 平成26年度版 「小規模塗装工」参照

単 価 表

第 10-4-2 号 小規模塗装工（下塗り、中塗り、上塗り 1回塗り当り）

58.6m²当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小規模塗装工							
	橋梁塗装工		人	4.0			
	諸 雑 費		%	9			労務費の 9%
	小 計						
					1m ² 当り		円

日当り作業量

下塗り	58.6m ² /日 (1回塗り当り)
中塗り	
上塗り	

1. 諸雑費は、塗装工事の刷毛、下げ缶、小道具等の費用であり、労務費の合計に上記表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 上記歩掛は常設足場上での歩掛である、高所作業車での施工の場合、別途積算と考える。
3. 作業時間は8時間で考える。規制等で時間的制約がある場合は別途積算と考える。

○橋梁架設工事の積算 平成26年度版 「小規模塗装工」参照

内 訳 書

第 11-1 号 支承防錆工 (Rc-Ⅲ塗装系)

1㎡当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
支承防錆工							
	清掃・水洗い		㎡	1.0	※		※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.44倍とする。
	素地調整	3種ケレンA	〃	1.0	※		※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.44倍とする。
	下塗り	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	〃	1.0	※		はけ、ローラー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.44倍とする。
	下塗り	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	〃	1.0	※		はけ、ローラー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.44倍とする。
	中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(淡彩)	〃	1.0	※		はけ、ローラー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.44倍とする。
	上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(淡彩)	〃	1.0	※		はけ、ローラー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.44倍とする。
	小 計						
					1㎡換算		円

内 訳 書

第 11-2 号 支承防錆工 (Rc-I 塗装系)

1㎡当り

項 目	工 事 名 称	種 別・細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
支承防錆工							
	清掃・水洗い		㎡	1.0	※		※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.18倍とする。
	素地調整	1種ケレン	〃	1.0	※		※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.18倍とする。
	下塗り	有機ジンクリッチペイント	〃	1.0	※		スプレー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.18倍とする。
	下塗り	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	〃	1.0	※		スプレー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.18倍とする。
	中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(淡彩)	〃	1.0	※		スプレー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.18倍とする。
	上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(淡彩)	〃	1.0	※		スプレー ※単価は、「土木コスト情報」と「土木施工単価」(共に小規模)の平均値に対して1.18倍とする。
	小 計						
					1㎡換算		円